

## 泉佐野市住宅改修支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、平成30年9月4日の台風第21号（以下「台風」という。）により被害を受けた市内の住宅の改修に要した経費の一部について市が住宅改修支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、被災した市民の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(交付対象工事)

第2条 支援金の交付（以下「交付」という。）の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、市内の一戸建ての住宅、長屋住宅及び共同住宅（自己居住の用に供する部分に限る。以下「対象住宅」という。）における、台風による被害と直接関係のある改修工事とする。

2 対象工事及び申請は、平成32年3月31日までとする。

(交付対象者)

第3条 交付の対象となる者は、対象工事の発注を行った対象住宅の居住者（賃貸住宅を除く）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 法人でないこと。
- (2) 市税について滞納がないこと。
- (3) この要綱に基づく交付申請を既に行った者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び泉佐野市暴力団排除条例（平成24年泉佐野市条例第28号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(交付対象経費)

第4条 交付の対象となる経費は、対象住宅の台風により被害を受けた部分の改修工事であって、次に掲げる工事に要する経費とする。

- (1) 屋根、柱、床、天井、外壁、基礎等の工事
- (2) ドア、窓等の開口部の工事
- (3) 上下水道、電気、ガス等の配線及び配管の工事
- (4) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものの改修に要する経費は、交付の対象としない。

- (1) 家電製品その他の家財道具
- (2) 塀、倉庫、車庫（カーポート含む）、灯籠等の住居と分離しているもの
- (3) その他市長が適当でないとするもの

(交付額)

第5条 交付額は、同一支援対象住宅及び同一支援対象者については、100,000円又は前条に規定する交付対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額のいずれか少ない額

- 2 前項の交付額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
- 3 交付回数は、対象住宅につき1回とする。

(交付申請)

第6条 交付を受けようとする者は、泉佐野市住宅改修支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 建物位置図
- (2) 罹災証明書の写し
- (3) 工事契約書の写し及び経費の明細が分かるもの
- (4) 市税について未納がない証明（発行後3ヶ月以内のもの）
- (5) 領収書等の写し
- (6) 対象工事の内容が分かる施工前後の写真
- (7) その他市長が必要と認めるもの

- 2 第1項の規定にかかわらず、市長は、第1項各号に掲げる書類の一部を添付することを要しないと認めるときは、これを省略させることができる。

(交付決定)

第7条 市長は、第6条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において交付を決定し、当該申請者に対し泉佐野市住宅改修支援金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

- 2 前項の規定による審査により、支援金の不承認を決定したときは、申請者に対し、泉佐野市住宅改修支援金不承認通知書（様式第3号）により通知する。

(支援金の交付)

第8条 市長は、第7条第1項の規定により交付決定通知を受けた者に対し、泉佐野市住宅改修支援金交付請求書（様式第4号）の提出により交付する。

(交付の取消し等)

第9条 市長は、交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) その他市長が不適當と認めたとき。

(市長の指示)

第10条 市長は、支援金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行し、平成32年3月31日までとする。